

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事という。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする理事長及び施設長等の施設職員の理事をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- (3) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては理事会・評議員会等に出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。ただし、当分の間、施設職員として給与規則に基づき算出された期末勤勉手当のみの支給とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。ただし、当分の間、施設職員として大分県民間社会福祉施設職員退職共済制度及び独立行政法人 福祉医療機構の行う退職共済制度により支給される退職手当のみとする。
- 5 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

2 理事会・評議員会等に出席の都度支給する報酬等は、別表第2「理事会・評議員会出席報酬」のとおりとする。

3 監事の報酬

監事が法人及び施設の運営状況を指導し、または監査する業務に当たった場合は別表第3により、報酬及び実費弁償費を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、(年間報酬額を定める場合を含め、)月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(退任慰労金)

第9条 役員及び評議員等に対する退任慰労金を支払うことができる。慰労金を支払う対象者は理事(非常勤)・監事・評議員とし、別表4に定める退任慰労金を支給することができる。

2 在任期間の計算は、就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上は切り上げ、未満の時は切り捨てるものとする。

- 3 支払いの方法は、退任した時点において現金にて支給する。ただし、支給に当たり、法定の源泉税及び法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除するものとする。

(慶弔及び見舞金等)

第 10 条 役員等が、傷病により入院が 1 か月に及んだときは、別表第 5 に定める見舞金を支給する。

- 2 役員等が、火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表第 5 に定める災害見舞金を支給する。

- 3 役員等が死亡したときは、別表第 5 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。

- 4 役員等の親族等が死亡したときは、別表第 5 の定めにより香華料を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第 9 条 この法人の規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

区分		役員報酬月額
理事長	総合施設長（施設職員）として、給与規則に基づいて算出された額に右記の報酬月額を加算して支給する。	15万円
業務執行理事	施設長（施設職員）として、給与規則に基づいて算出された額に右記の報酬月額を加算して支給する。	3万円
理事		無

別表第2 理事会・評議員会等出席報酬

区分	報酬	実費弁償費	
		定額旅費	有料道路
常勤の理事	支給しない	支給しない	支給しない
非常勤の理事	4,160円 (源泉所得税△160円)	2,000円	実費
非常勤の監事			
評議員			

別表第3 監事監査指導報酬

区分	報酬	実費弁償費	
		定額旅費	有料道路
監事	10,000円 (源泉所得税 10.21%)	2,000円	実費

別表第4 (第9条関係)

<退職慰労金>

区 分	金 額
(1) 在任期間 5 年未満につき	10,000 円
(1) 在任期間 10 年未満につき	30,000 円以内
(2) 在任期間 20 年未満につき	50,000 円以内
(3) 在任期間 30 年未満につき	100,000 円以内

別表第5（第10条関係）

<弔慰金>

対象者	支給基準額	対象者	支給基準額	摘要
理事長	100,000円以内	配偶者・子	20,000円以内	献花・弔電
業務執行理事	50,000円以内	上記以外2親等	10,000円以内	
その他役員等	30,000円以内			

<見舞金>

傷病見舞金	1. 私傷病見舞金	10,000円	
	2. 業務上の傷病による見舞金	30,000円	
災害見舞金	災害の程度により	10,000円以上 50,000円以内	